

わかりやすい物損交通事故紛争解決の手引〔第3版〕

## 【目次】

序	1
<b>第1章 損害および保険</b>	<b>3</b>
第1節 損害の分類等	3
第1 損害の分類	3
第2 人身損害〔人的損害、人損〕	3
第3 物件損害〔物的損害、物損〕	4
第2節 自動車保険	4
第1 自動車損害賠償制度の対象～自賠責保険〔強制保険〕 の対象	4
第2 自動車保険の使用	5
<b>第2章 損害賠償請求の当事者</b>	<b>6</b>
第1 物件損害〔物的損害、物損〕の損害賠償の請求権者	6
第2 信用購入あっせん等による購入〔所有権留保特約付 売買〕等自動車の交通事故における損害賠償請求権 者	7
第3 損害賠償の相手方	8
<b>第3章 物件損害〔物的損害、物損〕</b>	<b>9</b>
第1節 修理費	9

第1節	修理費相当額の請求	9
第2節	修理のための塗装の範囲	9
第3節	物理的全損～買替差額の請求	10
第4節	経済的全損〔修理費用が車両価格を超える場合〕	11
1	修理費用が車両価格を超える場合～買替差額の請求	11
2	車両時価額を超える修理費の認容	12
第5節	市場価格〔評価額〕のない車両の車両損害額	13
第2節	登録手続関係費	14
第3節	評価損〔格落損〕	17
第1	評価損の定義	17
第2	みなし評価損	18
第3	評価損〔格落損〕の認定	18
第4節	代車料〔代車使用料〕	19
第1	代車料〔代車使用料〕が認められる場合	19
第2	代車料を認める期間	20
第3	代車料の金額	21
第4	仮定的代車料	21
第5節	休車損〔休車損害〕	22
第1	休車損〔休車損害〕が認められる場合	22
第2	休車損の算出	22
	【休車損害算定式】	23
第3	予備車両〔遊休車〕がある場合の休車損	23
第4	代車料と休車損の関係	24
第5	民事訴訟法248条による休車損の認定	24
第6節	その他の物的損害	25

第1	レッカー代、事故車の保管料、修理見積費用、廃車料等	25
第2	着衣等の損害	26
第3	ペットの治療費等	27
第7節	財産的利益に関する慰謝料	28
第1	物損に関する慰謝料	28
第2	ペットに関する慰謝料	29
第4章	その他の損害	31
第1	損害賠償請求関係費用	31
第2	弁護士費用	31
1	弁護士費用の損害性	31
2	弁護士費用の認容額	32
3	弁護士費用と過失相殺	32
第3	不法行為債務の遅延損害金	33
1	遅延損害金	33
2	保険代位による求償金請求の場合の遅延損害金	33
第5章	因果関係	35
第6章	相殺禁止（民法509条）	36
第1	不法行為に基づく損害賠償請求権を受働債権とする相殺の禁止	36
第2	不法行為に基づく損害賠償請求権を自働債権とする相殺	36

第3 受働債権・自働債権の双方が不法行為に基づく損害賠償請求権である場合の相殺	36	の過失割合	63
第4 相殺契約	37	(エ) 一方に一時停止規制がある場合の交差点での事故の過失割合	65
<b>第7章 被害者側の過失</b>	39	(オ) 一方が優先道路である場合の交差点での事故の過失割合	67
第1 被害者側の過失の意味	39	(カ) 車両用信号がない押しボタン式歩行者信号青色表示と交差道路車両用信号赤色表示の交差点での事故の過失割合	69
第2 被害者側の過失の斟酌〔過失相殺の主張立証責任〕	40	(3) 交差点における右折車と直進車の事故の過失割合	71
第3 交通事故における過失割合	40	ア 同一道路を対向方向から進行してきた右折車と直進車の事故の過失割合	72
1 物損交通事故における過失割合	40	(ア) 信号機により交通整理が行われている交差点における事故の過失割合	72
2 四輪車同士の事故の過失割合	43	a ともに青信号で進入した右折車と直進車の事故の過失割合	72
(1) 道路・車両・交通規制・運転態様等に関する用語および過失修正要素について	43	b 直進車が黄信号で進入し、右折車が青信号で進入した後、黄信号で右折した場合の右折車と直進車の事故の過失割合	74
ア 道路・車両・交通規制・運転態様等に関する用語	43	c ともに黄信号で進入した右折車と直進車の事故の過失割合	76
(ア) 道路等に関する用語	43	d ともに赤信号で進入した右折車と直進車の事故の過失割合	78
(イ) 車両等に関する用語	44	e 直進車が赤信号で進入し、右折車が青信号で進入した後、赤信号で右折した場合の右折車と直進車の事故の過失割合	80
(ウ) 交通規制に関する用語	45	f 直進車が赤信号で進入し、右折車が黄信号で進入した後、赤信号で右折した場合の右折車と直進車の事故の過失割合	82
(エ) 運転態様に関する用語	46	g 直進車が赤信号で進入し、右折車が青矢印による右折可の信号で右折した場合の右折車と直進車の事故の	
イ 過失修正要素	48		
(2) 交差点における直進車同士の事故の過失割合	54		
ア 信号機による交通整理が行われている交差点での事故の過失割合	54		
(ア) 青信号車と赤信号車の事故の過失割合	54		
(イ) 黄信号車と赤信号車の事故の過失割合	56		
(ウ) 赤信号車同士の事故の過失割合	57		
イ 信号機により交通整理が行われていない交差点における事故の過失割合	59		
(ア) 同幅員の交差点での事故の過失割合	59		
(イ) 一方車両に一方通行規制違反がある場合の交差点での事故の過失割合	61		
(ウ) 一方が明らかに広い道路である場合の交差点での事故			

過失割合	84	(b) 右折車が優先道路から直進車が進行してきた非優先道路に入る場合	111
(イ) 信号機により交通整理が行われていない交差点における事故の過失割合	86	(c) 右折車が優先道路から直進車の向かう非優先道路に入る場合	113
イ 交差道路から進入した右折車と直進車の事故の過失割合	88	(4) 交差点における左折車と直進車の事故の過失割合	115
(ア) 信号機により交通整理が行われている交差点における事故の過失割合	88	ア 同幅員の交差点での事故の過失割合	116
(イ) 信号機により交通整理が行われていない交差点における事故の過失割合	89	イ 一方が明らかに広い道路である場合の交差点での事故の過失割合	116
a 同幅員の交差点での事故の過失割合	90	ウ 一方に一時停止規制がある場合の交差点での事故の過失割合	116
(a) 右折車が左方車である場合の過失割合	90	エ 一方が優先道路である場合の交差点での事故の過失割合	119
(b) 右折車が右方車である場合の過失割合	92	(5) 交差点における右折車同士の事故の過失割合	119
b 一方が明らかに広い道路である場合の交差点での事故の過失割合	94	ア 同幅員の交差点での事故の過失割合	119
(a) 右折車が狭路から広路に出る場合の交差点での事故の過失割合	95	イ 一方が明らかに広い道路である場合の交差点での事故の過失割合	119
(b) 右折車が広路から直進車の進行してきた狭路に入る場合の交差点での事故の過失割合	97	ウ 一方に一時停止規制がある場合の交差点での事故の過失割合	120
(c) 右折車が広路から直進車の向かう狭路に入る場合の交差点での事故の過失割合	99	エ 一方が優先道路である場合の交差点での事故の過失割合	120
c 一方に一時停止規制がある場合の交差点での事故の過失割合	101	(6) 交差点における左折車と対向右折車の事故の過失割合	122
(a) 右折車に一時停止義務違反がある場合の事故の過失割合	102	(7) 交差点における右左折車と後続直進車の事故の過失割合	124
(b) 直進車に一時停止義務違反があり、右折車が左方車である場合の事故の過失割合	104	ア 右折車と追越直進車との事故（追越直進車が中央線ないし道路中央を超えている場合）の過失割合	126
(c) 直進車に一時停止義務違反があり、右折車が右方車である場合の事故の過失割合	106	(ア) 追越しが禁止されている交差点での事故の過失割合	126
d 一方が優先道路である場合の交差点での事故の過失割合	108	(イ) 追越しが禁止されていない交差点での事故の過失割合	128
(a) 右折車が非優先道路から優先道路に出る場合	108	イ あらかじめ中央に寄らない右折車または左側端に寄らない左折車と後続直進車の事故（後続直進車が中央線ないし道路中央を超えていない場合）の過失割合	131
		(ア) 右折車が中央に寄るのにまたは左折車が左側端に寄る	

のにそれぞれ支障がない場合	131
(イ) あらかじめ右折車が中央に寄っては右折できないまたは左折車が左側端に寄っては左折できない場合	133
(8) 丁字路交差点における事故の過失割合	137
ア 直線路直進車と突き当たり路からの右左折車の事故の過失割合	137
(ア) 同幅員の丁字路交差点での事故の過失割合	137
(イ) 一方が明らかに広い道路である場合の丁字路交差点での事故の過失割合	137
(ウ) 一方に一時停止規制がある場合の丁字路交差点での事故の過失割合	137
(エ) 一方が優先道路である場合の丁字路交差点での事故の過失割合	137
イ 右折車同士の事故の過失割合	140
(ア) 同幅員の丁字路交差点での事故の過失割合	140
(イ) 一方が明らかに広い道路である場合の丁字路交差点での事故の過失割合	141
(ウ) 一方に一時停止規制がある場合の丁字路交差点での事故の過失割合	141
(エ) 一方が優先道路である場合の丁字路交差点での事故の過失割合	141
(9) 道路外出入車と直進車の事故の過失割合	143
ア 路外から道路に進入するための右折車との事故の過失割合	144
イ 路外から道路に進入するための左折車との事故の過失割合	146
ウ 路外に出るための右折車との事故の過失割合	149
(10) 対向車同士〔センターラインオーバー〕の事故の過失割合	152
(11) 同一方向に進行する車両同士の事故の過失割合	155
ア 追越車と被追越車との事故の過失割合	155

(ア) 追越禁止場所における事故の過失割合	156
(イ) 追越禁止場所でない場所における事故の過失割合	159
イ 進路変更車と後続直進車との事故の過失割合	161
ウ 追突事故	164
(12) 転回〔Uターン〕車と直進車の事故の過失割合	167
ア 転回〔Uターン〕中の事故の過失割合	167
イ 転回〔Uターン〕終了直後の事故の過失割合	170
(13) 駐停車車両に対する追突事故の過失割合	173
(14) 緊急自動車と四輪車との事故の過失割合	177
ア 信号機により交通整理が行われている交差点における出会い頭事故の過失割合	179
イ 信号機により交通整理が行われていない交差点における出会い頭事故の過失割合	182
(15) 高速道路上の事故の過失割合	185
ア 高速道路上の事故について	185
イ 過失修正要素について	186
ウ 合流地点における事故の過失割合	190
エ 進路変更に伴う事故の過失割合	192
(ア) 走行車線から追越車線へ進路変更する場合の事故の過失割合	192
(イ) その他の進路変更に伴う事故の過失割合	194
オ 追突事故の過失割合	197
(ア) 過失等により本線車線等に駐停車した自動車に対する追突事故の過失割合	197
(イ) 過失なく本線車線等に駐停車した自動車に対する追突事故の過失割合	201
a 被追突車に退避懈怠または停止表示器材設置懈怠の過失がある場合の過失割合	201
b 被追突車の駐停車後の対応に過失がない場合の過失割合	204

(ウ) 路肩等の駐停車車に対する追突事故の過失割合……………	206
(エ) 被追突車に道路交通法24条の急ブレーキ禁止違反がある場合の追突事故の過失割合……………	208
カ 落下物による事故の過失割合……………	211
(16) 駐車場内の事故の過失割合……………	214
ア 駐車場内の事故について……………	214
イ 過失修正要素について……………	214
ウ 通路の交差部分における出会い頭事故の過失割合……………	216
エ 通路を通行する車と駐車区画から通路に進入しようとする車の事故の過失割合……………	219
(ア) 通路進行車の過失の有無が問題となるもの……………	220
(イ) 通路を進行する車同士の衝突を考えられるもの……………	220
オ 通路を通行する車と駐車区画に進入しようとする車の事故の過失割合……………	222
3 単車〔自動二輪車および原動機付自転車〕と四輪車との事故の過失割合、自転車と四輪車・単車〔自動二輪車および原動機付自転車〕との事故の過失割合……………	225
第4 過失相殺の対象……………	226
1 過失相殺の対象となるもの……………	226
2 一部請求と過失相殺の対象金額……………	226
<b>第8章 損益相殺〔損害のてん補〕……………</b>	<b>228</b>
第1 任意保険金〔損害保険金〕と民事上の損害賠償との関係……………	228
第2 損益相殺と過失相殺の先後……………	228

<b>第9章 不法行為における損害額の算定……………</b>	<b>230</b>
第1 損害額の算定式……………	230
【損害額の算定式】……………	230
第2 損害額算定式各項目の内容……………	230
<b>第10章 使用者責任（民法715条）……………</b>	<b>231</b>
第1 使用者等の責任とは……………	231
第2 民法715条の使用関係……………	231
第3 事業の執行……………	232
第4 使用者の損害賠償債務と被用者の損害賠償債務の関係……………	233
1 不真正連帯債務……………	233
2 使用者から被用者への求償等……………	233
<b>第11章 共同不法行為……………</b>	<b>234</b>
第1節 共同不法行為とは……………	234
第2節 民法719条1項前段の共同不法行為……………	234
第1 民法719条1項前段の共同不法行為の意義……………	234
第2 単一事故における共同不法行為……………	235
第3 異時事故における共同不法行為……………	235
第3節 民法719条1項後段の共同不法行為……………	236
第4節 共同不法行為における過失相殺の方法……………	236



第1 絶対的過失相殺〔加算的過失相殺〕	236
1 絶対的過失相殺〔加算的過失相殺〕の方法	236
2 加害者に使用者がいる場合の絶対的過失相殺〔加算的過失相殺〕	237
3 絶対的過失相殺〔加算的過失相殺〕を採用する事例	237
(1) 単一事故における絶対的過失相殺〔加算的過失相殺〕	237
(2) 異時事故における絶対的過失相殺〔加算的過失相殺〕	238
ア 第1事故と第2事故が時間的場所的に近接しており第1事故の第2事故への影響が存し各不法行為と損害の間に因果関係が存在する場合	238
イ 民法719条1項後段の不法行為が成立する場合で第1事故が第2事故の原因となっており各不法行為を一体的にとらえて各加害者および被害者の過失割合を認定できる場合	238
第2 相対的過失相殺	239
1 相対的過失相殺の方法	239
2 相対的過失相殺を採用する事例	239
第3 絶対的過失相殺〔加算的過失相殺〕と相対的過失相殺の関係	240
第5節 賠償すべき損害額が異なるときの共同不法行為者の損害の一部支払い	240
第6節 共同不法行為者間の求償	241
1 不真正連帯債務	241
2 共同不法行為者の過失割合等に応じた負担	241
3 求償請求債権の性質	242
4 使用者への求償	242
5 一部の共同不法行為者と被害者との間の和解の効力	242

## 第12章 損害賠償請求権の期間制限

第1節 民法724条前段の期間制限	244
1 不法行為による損害賠償の請求権の時効消滅	244
2 弁護士費用の時効起算点	245
第2節 民法724条後段の期間制限	245

## 第13章 物損交通事故紛争解決のための手続

第1節 示談	246
1 示談による解決	246
2 公正証書〔執行証書〕の作成	246
第2節 紛争処理機関の利用	247
1 公益財団法人日弁連交通事故相談センター	247
〈公益財団法人日弁連交通事故相談センター相談所一覧〉	248
〈公益財団法人日弁連交通事故相談センターの弁護士による無料の電話相談〉	261
〈公益財団法人日弁連交通事故相談センターの弁護士による示談成立のお手伝い〉	263
2 公益財団法人交通事故紛争処理センター	265
〈公益財団法人交通事故紛争処理センター所在地一覧〉	265
3 紛争解決センター	266
〈紛争解決センター一覧〉	266
第3節 民事調停	267
1 民事調停の申立て	267
【書式1】調停申立書（交通事故に基づく損害賠償請求）	269

第2 民事調停の管轄〔申立先〕	272	(1) 書証等の提出	288
第3 調停調書の効力	272	【書式4】事務連絡（証拠書類について）〔原・被告用〕	289
第4 調停不成立の場合の訴訟の提起	272	(2) 物損交通事故訴訟における主な証拠	290
<b>第4節 裁判手続</b>	273	ア 交通事故証明書	290
第1 訴訟手続の種類・選択	273	〔記載例1〕交通事故証明書交付申請書	291
1 訴訟手続	273	〔記載例2〕郵便振替申請用紙見本	292
2 督促手続の選択	273	〔記載例3〕交通事故証明書	293
3 通常訴訟手続の選択	274	イ 事故車両の車検証・登録事項証明書等	294
4 少額訴訟手続の選択	274	ウ 実況見分調書・物件事故報告書（物件見取図）等	294
【書式2】少額訴訟の訴状書式——物損損害賠償請求	276	エ 事故の概略図	295
【書式3】少額訴訟の答弁書書式	280	オ 事故車両の修理費の見積書等	296
5 訴訟事件の管轄～訴訟事件の申立裁判所	284	カ レッドブック等	296
(1) 事物管轄～訴え提起をする第一審裁判所	284	キ 事故現場や事故車両の写真	296
ア 通常訴訟の事物管轄～通常訴訟の第一審裁判所	284	ク 代車料の証拠	296
イ 少額訴訟の事物管轄～少額訴訟の審理裁判所	284	ケ 休車損の証拠	297
(2) 土地管轄～訴え提起をする裁判所の場所	284	コ 事故状況報告書（陳述書）	297
ア 被告の普通裁判籍（住所等）所在地を管轄する裁判所へ の訴え提起	284	サ その他の証拠	297
イ 義務履行地を管轄する裁判所への訴え提起	284	<b>12 訴訟における和解</b>	298
ウ 不法行為に関する訴えの不法行為地を管轄する裁判所へ の訴え提起	285	<b>第2 一般不法行為における主張事実</b>	298
エ 業務に関する訴えの事務所・営業所所在地を管轄する裁 判所への訴え提起	285	1 一般不法行為の請求原因（民法709条）	298
6 訴訟代理人	285	(1) 請求原因の要件事実	298
7 訴え手数料の納付	286	(2) 損害額の主張立証責任	299
8 郵便切手等の納付	287	<b>2 一般不法行為における抗弁等</b>	299
9 訴状副本、書証の写しの添付	287	(1) 違法性阻却事由の抗弁	299
10 訴訟における主張立証の構造等	287	(2) 責任阻却事由の抗弁等	300
11 証拠の収集	288	ア 責任能力の欠缺の抗弁（民法712条）	300
		イ 精神障害の抗弁等（民法713条）	300
		（ア）精神障害の抗弁（民法713条本文）	300
		（イ）故意過失によって一時的に心神喪失に陥ったことの再抗 弁（民法713条ただし書）	300



ウ 過失の評価障害事実の抗弁	301
エ 被害者側の過失相殺の抗弁（民法722条2項）	301
オ 消滅時効・除斥期間の抗弁（民法724条）	301
（ア）消滅時効の抗弁の要件事実（民法724条前段）	301
a 被害者（原告）またはその法定代理人が損害および 加害者（被告）を知ったこと並びにその日	301
b aの日から3年の経過	302
c 加害者（被告）から被害者（原告）側への時効援用 の意思表示	302
（イ）除斥期間の抗弁の要件事実（民法724条後段）	302
<b>第3 使用者等の責任</b>	302
<b>1 使用者責任の請求原因（民法715条）</b>	302
(1) 使用者責任の請求原因の要件事実	302
(2) 実質的な指揮監督関係	303
(3) 職務執行関連性	304
<b>2 使用者責任における抗弁</b>	304
(1) 被用者の損害賠償債務の発生障害・消滅事由の抗弁	304
(2) 選任監督上の注意義務の履行として相当と判断される行為履行 の抗弁（民法715条1項ただし書前段）	304
(3) 選任監督義務違反と損害との間の因果関係の不存在の抗弁 （民法715条1項ただし書後段）	305
(4) 不法行為前の指揮監督関係消滅の抗弁	305
(5) 加害行為が職務権限内において適法に行われたものでないこと の原告の悪意・重過失の抗弁	305
(6) 消滅時効の抗弁	306
<b>第4 共同不法行為</b>	306
<b>1 民法719条1項前段の共同不法行為</b>	306
<b>2 民法719条1項後段の共同不法行為</b>	307
(1) 民法719条1項後段の共同不法行為とは	307
(2) 民法719条1項後段の共同不法行為の請求原因	307

(3) 民法719条1項後段の共同不法行為における抗弁	308
<b>第5 任意保険会社に対する被害者請求訴訟</b>	308
<b>1 被害者の任意保険の直接請求権</b>	308
<b>2 被害者の任意保険の直接請求の訴訟物、請求の趣旨・認容         判決主文</b>	309
〔記載例4〕任意保険会社に対する被害者の直接請求の請求の趣旨・ 認容判決主文	309
<b>3 被害者の任意保険の直接請求の請求原因</b>	310
<b>4 被害者の任意保険の直接請求における抗弁</b>	310
<b>第6 保険代位による不法行為に基づく損害賠償請求訴訟</b>	311
<b>1 保険代位による不法行為に基づく損害賠償請求権の行使</b>	311
(1) 保険代位による不法行為に基づく損害賠償請求権の取得	311
(2) 被保険者の過失と代位取得の範囲	311
(3) 保険代位による不法行為に基づく損害賠償請求権の遅延損 害金	312
<b>2 保険代位による不法行為に基づく損害賠償請求の請求原因</b>	312
条文索引	314
事項索引	316
判例索引	321
著者紹介	324